

平成28年（ワ）第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ／大江紀洋／村中璃子

準備書面（1）

平成29年1月6日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



本準備書面においては、原告池田修一が主張する名誉毀損に関し、被告村中璃子の基本的な主張を述べる。なお、略号等は従前の例による。

記

1 はじめに

原告池田修一は、被告らが摘示した事実を、①原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表したという事実（本件摘示事実1。訴状4頁2行以下）、②本件摘示事実1を踏まえ、原告池田修一が本研究班のマウスを使った動物実験に関して捏造行為をした事実（本件摘示事実2。訴状4頁ウ柱書）に分け、原告池田修一は本件各摘示事実をいずれも行っておらず、本件各記事の記述は明白な虚偽であるとして（訴状5頁（2）以下）、名誉毀損の不法行為が成立する旨主張する。

しかしながら、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、当該行為には違法性がなく、仮に当該事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される。また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、当該意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、当該行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁平成9年9月9日判決ご参照）。

本件各記事は、上記最高裁判決に照らして、名誉毀損の不法行為が成立するものではない。

2 本件訴訟において審理の対象とすべき摘示事実について

以下述べる通り、原告池田修一の主張する本件摘示事実1及び本件摘示事実2

は、そもそも審理対象の設定が不正確であり、誤っている。

(1) 原告池田修一の主張する本件摘示事実1が不正確であること

原告池田修一は、被告らが摘示した事実に関し、本件摘示事実1として、①原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した、という事実を挙げる。

しかしながら、そもそも、被告村中璃子は、本件各記事において、原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたとの事実を摘示していない。

被告村中璃子は、本件各記事において、①原告池田修一が、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したという事実（以下「本件摘示事実ア」という。）を摘示したものであり、本件において問題とされるべきは、原告池田修一が「子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけ」を発表したかどうかである。

(2) 原告池田修一の主張する本件摘示事実2が不正確であること

原告池田修一は、被告らが摘示した事実に関し、本件摘示事実2として、②本件摘示事実1を踏まえ、原告池田修一が本研究班のマウスを使った動物実験に関して捏造行為をした、という事実を挙げる。

しかしながら、そもそも、被告村中璃子は、本件各記事において、原告の主張する本件摘示事実1のみをもって、原告池田修一が本件マウス実験に関して捏造行為をしたと論評したのではなく、原告池田修一の主張は不正確であり、誤っている。

すなわち、<1>本件マウス実験のデザインは、その結果の科学的解釈に重大な

影響を与える以下の①～⑥の問題点を有していた（以下「本件前提事実1」という。）。

- ① 「サーバリックス（子宮頸がんワクチン）だけに自己抗体（IgG）沈着あり」と示された画像は、ワクチンを打ったマウスとは別のマウスの脳切片であった（甲1・43頁3段目9行～4段目4行）。
- ② 飼っているだけで自己抗体のできるマウスを用いた（甲1・43頁4段目末尾から10行～44頁1段目1行）。
- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があった（甲1・42頁2段目末尾から6行～同5行）。
- ④ スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だった（甲1・42頁3段目末尾から2行～4段目20行）。
- ⑤ 用いられたマウスは正常マウスと交雑させたノックアウトマウス（交雑種）であった（甲1・44頁1段目2～6行）。
- ⑥ ヒト換算100倍量のワクチンを投与した（甲1・44頁1段目6～9行）。

<2>平成28年3月16日、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライド（甲5）だけを「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載した上で、メディア等に公開された本件成果発表会において自ら発表した（以下「本件前提事実2」という。甲4）。

<3>平成28年3月14日、原告池田修一は、全国ネット放映されたTBSテレビのNEWS23の取材において、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬と記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。

ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」などと発言した（乙1。以下「本件前提事実3」という。）。

＜4＞研究代表者である原告池田修一は、本件マウス実験を含む本件研究の全てを把握・管理し、全責任を負うべき立場にある（以下「本件前提事実4」という。）。

＜5＞乙1のNEWS23における発言を原告池田修一が行った平成28年3月14日当時（平成28年3月16日に全国ネット放映された）、及び、本件成果発表会が行われた平成28年3月16日時点において、研究代表者である原告池田修一は、上記①～⑥の問題点を認識しており、本件マウス実験が科学的にみて意味のない実験であることを認識していた（以下「本件前提事実5」という。）と考えられる。

被告村中璃子は、本件各記事において、本件前提事実1、本件前提事実2、本件前提事実3、本件前提事実4及び本件前提事実5（以下あわせて「本件各前提事実」という。）を基礎として、原告池田修一が捏造行為を行ったと論評したものである。

3 事実の公共性及び公益目的性

本件各記事は、国民の税金を使って行われた、子宮頸がんワクチンの副反応に関する研究に関し、その科学的信頼性を否定するものであるところ、本件研究が、国の子宮頸がんワクチン接種政策推進の可否を左右し、公衆衛生向上の観点からも重大な社会的意義を有することから、本件各記事は公共の利害に関する事実に係るものである。

また、子宮頸がんは、我が国において年間約3000人の死亡をもたらし、年間

約1万人が新規に浸潤がんと診断を受けるところ、平成25年6月、日本政府が子宮頸がんワクチン接種を「積極的に勧奨しない」との政策決定を下したことに伴い、現時点において子宮頸がんワクチンの接種率が7割以上から1%以下に落ち込んでいるとされており、将来的に、子宮頸がんワクチンの接種率が高い世代と比較し、接種率が低い世代において子宮頸がんはるかに高い頻度で発生すると見込まれている。子宮頸がん罹患すると、その進行度合に応じて、子宮摘出等の手術、抗がん剤・放射線等の治療が必要になるほか、仮に治療が奏効した場合であっても、再発の危険に脅えながらその後の人生を過ごすことになり、最悪の場合には死に至る。本件各記事の目的は、子宮頸がんワクチン接種を「積極的に勧奨しない」という科学的観点からみて誤った政策に関し、当該政策の継続の是非に重大な影響を及ぼしうる本件マウス実験の科学的信頼性を否定し、守れる命を守り国民の健康を増進することであって、専ら公益を図ることにある。

実際にも、平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を発表している（丙1）。

4 本件摘示事実ア及び本件各前提事実が真実であること

(1) 取材に至る経緯

被告らは、本件成果発表会及びNEWS 23の放映後、本件マウス実験の意義や原告池田修一による発言・発表の妥当性について取材を行う過程で、本件マウス実験には、マウスに関する専門的な知見及び経験が必要であるため、原告池田修一及

び塩沢教授が直接実施することが想定し難く、塩沢教授の主宰する産科婦人科学教室（以下「本件教室」という。）で同種の実験を担当してきたA氏が本件マウス実験を実際に担当したという事実を把握した。

そこで、被告村中璃子及び被告大江は、A氏と既知の間柄のマウス実験に関する高度な知見を有する研究者であり、且つ本件マウス実験に関して今後、共同研究者になって欲しいということで打診を受けていた藤田保健衛生大学の宮川剛教授（以下「宮川教授」という。）を通じ、A氏に対して、本件マウス実験に係る取材を申し入れたところ、A氏は取材に応じたものである。

（2）本件取材の内容

被告村中璃子及び被告大江は、平成28年6月3日12時30分より、丸の内ホテル内のレストラン「ポム・ダタン」にて、A氏に対する取材（以下「本件取材」という。）を行った。なお、本件取材の客観性を確保し、専門的見地からの検証を行うため、被告村中璃子及び被告大江は、宮川教授に対して本件取材への同席を依頼し、本件取材には、被告村中璃子、被告大江、宮川教授及びA氏の4名が同席した。

本件取材において、A氏は、自らが本件マウス実験の実行者であることを前提に、被告村中璃子及び被告大江に対して、本件マウス実験の経緯及び内容について、1時間以上にわたり具体的且つ詳細に説明を行った。A氏が本件マウス実験について述べた内容は以下①～⑤のとおりである。

- ① 「サーバリックス（子宮頸がんワクチン）だけに自己抗体（IgG）沈着あり」と示された画像は、ワクチンを打ったマウスとは別のマウスの脳切片であった（甲1・43頁3段目9行～4段目4行）。
- ② 飼っているだけで自己抗体のできるマウスを用いた（甲1・43頁4段目末尾から10行～44頁1段目1行）。

- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があった（甲1・42頁2段目末尾から6行～同5行）。
- ④ スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だった（甲1・42頁3段目末尾から2行～4段目20行）。
- ⑤ 用いられたマウスは正常マウスと交雑させたノックアウトマウス（交雑種）であった（甲1・44頁1段目2～6行）。

また、A氏が本件取材当日に持参した資料によれば、本件マウス実験においては、

⑥ ヒト換算100倍量のワクチンが投与されていた（甲1・44頁1段目6～9行）。

さらに、A氏は、本件取材の際、以下の事実を述べている。

ア 平成27年12月28日のプログレスミーティングにおいて、A氏が原告池田修一に対し、子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン及び生理食塩水をそれぞれ接種したノックアウトマウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像を示しながら、約1時間程度、本件マウス実験の結果を報告したこと。

イ これらの画像には、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したものでも緑色に染まった画像が含まれていたこと。

ウ 原告池田修一は、平成28年3月16日に開催された本件成果発表会及び平成28年3月14日のNEWS23の取材において、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したもので緑色に染まった画像も複数枚存在していたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンで一番緑色に染まった画像だけを用いたこと。

エ 甲5のスライドに「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との科学的観点から誤った表現を使用したのは、原告池田修一であること。

（3）原告池田修一、塩沢教授及びA氏からの反証がなされていないこと

上記（２）のとおり、A氏の供述及び甲４、甲５、乙１から本件摘示事実ア及び本件各前提事実の存在が認められ、A氏自身が本件マウス実験を行っていることからその供述の真実性が担保されているところ、仮にこれらの事実が真実でないのであれば、原告池田修一、塩沢教授及びA氏は、実験ノート、実験データ、画像スライド等を開示して、科学的に反論することが可能であるにもかかわらず、これまで何ら具体的な反論を公表していない。特に、原告池田修一は、研究代表者として、本件マウス実験の科学的信頼性に関し全責任を負う者であるが、これまで、本件マウス実験の科学的信頼性に関し、一切沈黙したままであり、平成２８年１１月１５日に本調査委員会から、本件マウス実験の科学的信頼性に関する適切な対応を求められている（求釈明書（２）３項（２）（３）（４）参照）にもかかわらず、そのような対応を一切行っていない。

（４）以上述べたことからすれば、本件摘示事実ア及び本件各前提事実は真実である。

５ 結論

以上から、被告村中璃子に関し、不法行為が成立するものではなく、原告池田修一の請求は棄却されるべきである。

以 上